

三井ホームリンケージ IT 資産管理サービスのご案内

当社は、リース事業で培ったノウハウを活かし、2020 年 1 月より IT 資産管理業務を開始しました。
三井不動産グループのファイナンス&リース会社として、ハードウェア・ソフトウェアの保守契約と
IT 資産を管理する業務を行っています。

IT 資産管理サービスとは

当社が提供する IT 資産管理業務は、法人が保有・稼働中のシステムを構成するハードウェア・
ソフトウェアの資産管理・契約管理・保守契約更新・支払業務などを行います。

サービス内容

1 資産管理・契約管理

御社が保有し既に稼働しているシステムを構成するハードウェア・ソフトウェアの概要と、ハードウェア・ソフト
ウェアに関する保守契約内容を管理

2 事業年度ごとの保守更新計画と予算作成の補佐

毎年 11 月～12 月に各システムの保守更新計画を確認・集計し、次年度以降の保守計画と予算作成の補佐を実施

3 ハードウェア・ソフトウェアの保守契約更新・検収確認・支払

当社は御社を代理し更新契約に基づく納品物の検収確認、更新契約に基づくベンダーへの代理支払いを行う

※管理台帳から次年度更新対象契約をリスト化後、更新予定総額を方針決裁等で確定いただき、当該リストに基づく次年度の当社への委任条件
を社内決裁することにより、個別契約毎の発注決裁を省略することができます。

【サービス導入の目的・メリット】

- 1 ハードウェア・ソフトウェアの保守更新漏れ・更新忘れの防止機能強化
- 2 遡及発注・支払による事後決裁や監査対象となるリスク回避
- 3 専任事業者による IT 資産管理業務の継続性確保
- 4 事業計画策定の支援（翌年更新予定契約・更新予定額の抽出・確認）
- 5 資産管理・更新契約業務の省力化
- 6 経理部門における、伝票処理、支払処理数の減少
- 7 総務部門・システム部門における、決裁手続き件数の減少（年度方針決裁の取得）

【サービス費用について】

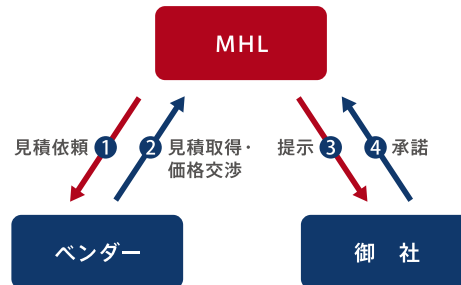
- IT 資産件数により管理業務の工数試算を行い、委託費用を算出いたします。
- 管理費用は月次精算とし、管理業務の翌月末支払で受託いたします。

※対象資産は、初回発注が御社内で決裁・定常化され契約更新が前提のものとします。

三井ホームリンケージ (MHL) の IT 資産管理業務

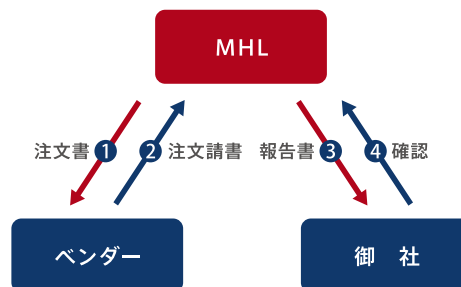
保守更新時の見積取得

- 更新時期 2 か月前にシステムベンダーに見積依頼を行い、更新時期 1 か月前に更新見積を御社に提示致します。
- システムベンダーからの見積提示額が、前年比で規定料率超過の場合は金額交渉代行を行います。



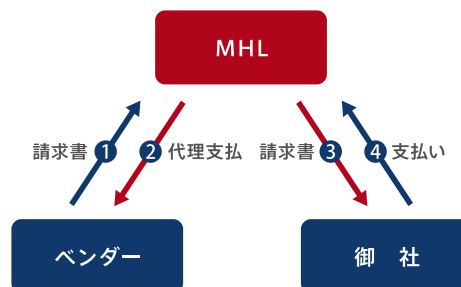
契約更新手続き

- 御社から見積内容・金額の合意いただいた上で、システムベンダーへの注文・発注業務を代行します。
- システムベンダーからの請求は、MHL に発送依頼し支払手続きを代行します。



代理支払・請求方法

- MHLで代行支払した費用について、御社に請求書発行を行います。
- 請求金額は、請求書発行日の次月に振込いただきます。



システム契約進捗管理

- 当社所定の契約管理台帳で既契約システム全件の工程（契約期間・更新予定）を一元管理します。
- 契約管理台帳では、シリアルやライセンスキーなど詳細情報も管理します。

ご相談・お問い合わせは



三井ホームリンケージ 法人営業部

TEL.03-6361-6732 Mail:itasset@mhl.co.jp

〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号 新宿三井ビルディング二号館6階

三井ホームリンケージ

検索